

水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会は水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会（以下、「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、技術者の不足する市町村が行う水産基盤整備事業の実施、関連施設の維持管理等が円滑に実施できるようにするため、市町村に対する支援を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 公益社団法人 全国漁港漁場協会
- (2) 一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所
- (3) 一般社団法人 全日本漁港建設協会
- (4) 一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
- (5) 一般社団法人 水産土木建設技術センター

(活動)

第4条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市町村に対する支援の情報収集・整理に関すること。
- (2) 市町村に対する支援の広報活動に関すること。
- (3) 市町村に対する新たな支援の検討に関すること。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、議長を務める。

(運営)

第6条 会長は必要に応じて協議会を招集する。

- 2 協議会は、次の事項を決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 会則に関する事項
- (3) 活動計画、活動報告及びその他の基本的な事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、一般社団法人 水産土木建設技術センターに置く。

(作業部会)

第8条 協議会は、具体的な活動について検討するため、必要に応じて、協議会に作業部会を置くことができる。作業部会は、会員の実務担当者で構成し、事務局が招集する。

(経理)

第9条 協議会の経理は、会員の負担及び寄付金をもってあてる。

2 経理に関する事務は事務局が行う。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は、平成31年4月24日から施行する。